

令和5年5月2日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

### 令和5年5月8日以降の市内小・中学校における教育活動について

日頃から本市の教育活動に御理解、御協力いただき御礼申し上げます。

この度、神奈川県教育委員会教育長から通知があり、令和5年5月8日以降の教育活動等においては、4月28日に改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、引き続き基本的な感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施することが示されました。

これを受け、本市小・中学校では、次のように対応することとしました。御家庭でも【留意事項】を御確認いただき各学校の教育活動に御理解、御協力をお願いいたします。

#### 【基本的な対応】

- 基本的な感染症対策（手洗い・換気等）を講じながら、通常の教育活動を実施します。
- 日常的な消毒作業は不要とします。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養することを児童生徒や保護者に周知・呼びかけを行います。
- 児童生徒の健康状態の把握は行いますが、健康観察票の記録・提出は求めません。
- 児童生徒、教職員には、マスクの着用を求めないこととします。
- 地域や学校において感染が流行している場合は、活動場面に応じた感染症対策を一時的に講じつつ、教育活動を継続します。
- 濃厚接触者の特定やその行動制限はなくなることから、学校において濃厚接触者相当の者の調査は行いません。

#### 【留意事項】

- 御家庭では日頃からお子様の健康状態の確認をお願いします。健康観察票の記録や提出は、不要です。
- 本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するようにしてください。感染した場合、感染の疑いがある場合（本人に症状があり同居の家族に感染者がいる等）は「出席停止」、その他の場合は「欠席」になります。
- 感染が判明した場合の出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」になります。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732  
就学支援課 046-252-8749